

21教健第173号

平成21年5月14日

愛知県学校薬剤師会長 様

愛知県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

揮発性有機化合物に関する環境衛生検査の実施について（依頼）

日ごろから学校環境衛生の向上に御協力をいただきありがとうございます。

さて、平成21年度の県立学校における揮発性有機化合物に関する環境衛生検査を別記により実施することとします。

つきましては、本検査が円滑に実施されますよう貴会会員に対する周知及び協力の依頼をお願いいたします。

担 当 健康学習課保健・給食グループ（鈴木）

電 話 052-954-6794（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6965

揮発性有機化合物検査実施要領

1 目的

「学校環境衛生基準」に基づき、県立学校の教室等の空気中の揮発性有機化合物の濃度を検査する。

2 検査実施期間

6月15日から9月30日までの間に試料採取を行う。

3 検査対象教室等

各学校1教室（普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等）を選定する。選定にあたっては、ホルムアルデヒド等の発生のおそれのある次の教室等を優先して選定する。

なお、半田養護学校桃花校舎及び豊川養護学校本宮校舎については、本校と合わせて1教室とするので、対象教室については、どちらかで1教室を選定する。

- (1) コンピュータ、机、いす等新たに学校用備品を整備した教室等
- (2) 新築、改築、改修等した教室等
- (3) 過去の検査で基準を超過したことがある教室等

4 検査項目

ホルムアルデヒド及びトルエン

5 委託検査機関の選定・検査依頼

委託検査機関の選定にあたっては、学校薬剤師に相談の上、信頼できる検査機関を選定し、学校から直接検査機関に依頼する。

6 空気試料採取方法

教室等における空気試料採取については「学校環境衛生基準」に基づき実施することとし、その実施にあたっては、学校薬剤師の指導・助言の下、次のとおり行う。

(1) 試料採取教室等の取扱い

ア 試料採取開始の前日又は当日、当該教室等を30分間以上換気する。

換気の際、当該教室等の窓、扉、建具、備え付け品の扉等の全てを開放する。

イ 当該教室等を30分間以上換気後、外気に面した窓、扉等の開口部を閉鎖し、5時間以上この状態を維持した後、引き続き試料採取を行う。

この場合、建具、備え付け品の扉等は開放したままとする。

(2) 試料採取

試料採取はパンプ型採取機器（拡散方式）によることとし、次のとおり行う。

なお、試料採取は外気の影響を受けることなく行うために、当該教室等に児童生徒等が不在かつ窓、扉等を閉めた状態で行う。

ア 採取（設置）場所

教室における測定は中央机上で行い、体育館等の場合は中央付近の床から1.2から1.5mの高さとする。

設置方法は、机上の三脚（塗料等の影響のないもの）に設置、天井からの吊り下げ等による。

イ 採取時間

試料採取教室等の閉鎖（上記6（1）イ）に引き続き、24時間当該教室等の空気を採取する。

7 試料採取の記録

検査実施学校は、別紙に所定事項を記入する。

8 パッシブ型採取機器（拡散方式）の送付

試料採取終了後、専用の保存容器・保存袋にパッシブ型採取機器を密封保存後、別紙記録票と共に、保冷の状態で速やかに委託検査機関へ送付する。

9 測定結果の報告

委託検査機関から測定結果を受理後、その写し及び別紙記録票を、すみやかに健康学習課へ報告する。（検査機関からの測定結果の通知は、各学校からの検査依頼の集中の程度により、検体送付から1ヶ月程度要することもあります。）

10 基準を超過した場合の事後措置

ホルムアルヒド及びトルエンの濃度が基準を超過した場合は、換気を実際に行うことによりその濃度を基準値以内に低減することができるので、再検査は実施しないが、以後、当該教室の使用にあたっては、十分換気をした上で使用する。

11 予算

5月8日付けで配分済

揮発性有機化合物検査の流れ

①委託検査機関の選定・日程調整

↓（学校薬剤師に相談、信頼できる検査機関を選定、検査日時を調整）

試料採取前※

②試料採取教室等を30分以上換気

↓（教室のすべての窓・ロッカーや物入れを含むすべての扉を開放）

③試料採取教室等を5時間以上閉鎖

↓（屋外に面する窓と扉を閉鎖、建具・備え付け品の扉等は開放）

試料採取

④試料採取教室等の空気をパッシブ型採取機器で24時間採取

↓（児童生徒等が不在かつ屋外に面する窓と扉を閉鎖、建具・備え付け品の扉等は開放）

試料採取後

⑤パッシブ型採取機器及び別紙を委託検査機関へ送付

↓（採取機器は、専用の保存容器・保存袋に密封保存後、保冷の状態で速やかに送付）

⑥測定結果の報告

（委託検査機関から結果を受理後、その写しと別紙記録票を健康学習課へ速やかに報告）

